

ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（新規需要開拓等事業） Q&A

令和5年12月25日  
改正 令和6年 2月20日

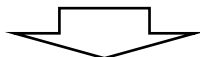
I 総論

(問1) 補助金受給に係る手続フローを教えてください。

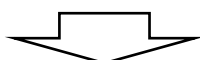
なお、申請書等を正式に提出される前であっても記載内容の確認等をいたします。

(答1) 大まかな流れは、以下のとおりです。

事務局へ「ALPS処理水関連の緊急新規需要開拓等支援事業補助金申請書」等の提出



事務局からの申請書等の補正依頼や追加資料の提出依頼への対応



第三者の有識者による審査・審査結果の通知を受理

(採択された場合)

事務局へ「ALPS処理水関連の緊急新規需要開拓等支援事業補助金交付申請書」の提出



事務局から「ALPS処理水関連の緊急新規需要開拓等支援事業補助金に係る交付決定通知書」を受領



(事業の開始)

事務局へ（随時）「ALPS処理水関連の緊急新規需要開拓等支援事業補助金に係る補助事業状況報告書」の提出



(事業の終了)

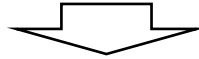
事務局へ「ALPS処理水関連の緊急新規需要開拓等支援事業補助金に係る補助事業実績報告書」の提出



事務局から「ALPS処理水関連の緊急新規需要開拓等支援事業補助金に係る補助金確定通知書」を受領



事務局へ「ALPS処理水関連の緊急新規需要開拓等支援事業補助金精算払請求書」の提出



## 補助金の受領

### II 事業内容関係

(問1) 水産加工業者が、ほたてを買い取った後、直ちに加工・販売する場合でも本補助金の対象となるか。

(答1) 当補助金の要件として「通常のビジネスにおける販売先の決まっている在庫の保管ではなく、販売先が決まっていなくてもかかわらず水産物を買取り、保管することにより、市場の供給過剰の緩和に貢献する効果がある事業」となっております。

そのため、ほたてを買い取った後、直ちに加工・販売するような場合は「通常のビジネス」に該当することがほとんどと考えられ、「通常のビジネス」と認められる場合には、本補助金の対象となりません。

(問2) 対象水産物を廃棄することは可能でしょうか。

(答2) 事業期間中に対象水産物を廃棄した場合、補助金を支払えないことがあります。また、事業期間中に対象水産物を販売できなかった場合でも、引き続き販売先の確保に最大限努めるようお願いいたします。

(問3) ホタテとナマコ以外の水産物の一時的な買取や保管については、補助してくれないのでしょうか。

(答3) 多核種除去設備等処理水風評影響対策事業にて対象となる可能性がありますので、当機構にご相談ください。

(問4) ホタテの保管について、自ら保有する冷凍庫で保管する場合でも、保管料等の補助金をもらえるのか。

(答4) 自社で保管している場合でも補助金の対象となります。ただし、原価をもって補助対象経費に計上していただくこととなりますので、当機構にご相談ください。

(問5) 補助対象経費（「保管料」「入出庫料」「保管するための加工料」「運搬料」「金利」や「新規需要開拓費」）について、留意点がありますか。

(答5) 取組内容に対して明らかに過剰と思われるもの、市場価格と比べて不当に高額と思われるもの等については、補助対象経費として認められない場合があります。